

ICS2.0の概要

一般社団法人 日本損害保険協会 国際部
(2021年5月作成)

本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。
本資料の内容は2019年11月にIAISが公表した関連文書に基づいています。

<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-capital-standard>

ICSの特徴

- 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) を対象として、管轄区域間で比較可能な単一資本基準を設定することが最終目標とされている。
- 資産・負債を市場整合的な経済価値ベースで算出し、差額を自己資本とする。自己資本 (適格自己資本) を所要資本で除すことで算出されるICS比率を、リスクベースの規制資本要件 (PCR) として、メンバー (監督当局) の管轄区域に導入すること等が予定されている。
- ICSに基づいた監督は、各IAIGのグループワイド監督者を中心とした監督カレッジを通して実施される。
- IAISのメンバーには、ICSを最低基準として、より高い基準を設定することが認められるとともに、プロポーショナルリティの原則に基づく柔軟な監督措置の実施が期待されている。

ICS2.0に基づくモニタリング

- 2019年11月に合意されたICS2.0に基づいて、2020年1月から5年間にわたってモニタリングが実施される。
- モニタリング期間中IAIGsには、ICS2.0に示された標準的な算式である「参照ICS」に即して算出した、資産・負債、所要資本等のデータを、グループワイド監督者に対して非開示ベースで毎年提供することが求められる。
- グループワイド監督者の判断により、GAAP Plus^(注1)や各保険会社の内部モデル等に基づく「追加報告」が求められる可能性もある。
- モニタリングや市中協議の結果に基づく調整等^(注2)を経て、2024年中のICSの内容確定が予定されている。

(注1) 監査済の連結財務報告、国際財務報告基準(IFRS)等の一般に公正妥当と認められた会計原則、および各管轄区域の会計原則を最大限活用したうえで、必要な調整を加える方式

(注2) IAISは、内容の明確化・改善、および重大な欠陥・意図せざる影響に対処するための修正の可能性は除外しないとしている。

合算手法との比較可能性の検討

- モニタリング期間中には、米国で開発中のグループ資本の算出方式等の「合算手法」^(注)に基づくデータ収集も該当管轄区域・IAIGsを対象に実施される。
- データ収集・分析および市中協議の結果等を踏まえて、モニタリング期間終了までにICSとの比較可能性が判断される。
- 合算手法がICSと比較可能な結果をもたらすと判断された場合、PCRとしてのICSが実施される際に、同手法は同等な結果をもたらすアプローチとみなされる。

(注) 単体ベースの資本量に調整を加え、それらを合算してグループの資本量を算出すること等の特徴とする。